

知事の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

令和8年3月30日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第12号

知事の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則を廃止する規則

知事の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則（昭和55年新潟県規則第11号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。